

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>別途提出されている「地方自治法施行令等の一部改正する政令案」に対して反対しています。2%程度の僅かな住民の意見で地方行政に対して影響を及ぼすなど有ってはなりません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>地方公共団体に直接請求を行うには、その地方公共団体の選挙権を有する者から法律で定める有権者の一定数以上の署名を収集することが必要となります。</p> <p>今回の省令改正は、法律に基づいて行われる署名収集の手続等に必要な様式及び記載事項を改正するものです。</p> <p>なお、直接請求が有効に行われた場合も、請求内容が直ちに実現するのではなく、条例の制定改廃請求であれば条例案は議会で審議されることとなり、解散・解職請求であれば、その可否は住民投票により決定されることとなります。</p>